認知症相談医・認知症サポート医について

１．認知症相談医・認知症サポート医の概要

〇認知症の方が早期に診断され、早期対応・治療等を受けるためには、

①　認知症の疑いがある方が身近な医療機関を受診し、必要に応じて認知症の診断を受けること

②　専門機関での検査が必要な場合は、適切な医療機関の紹介を受けること

③　患者の状況に応じて地域包括支援センター等における支援を受けること

などにより、途切れることなく医療・介護・福祉等の支援が提供されることが重要です。

〇滋賀県では、認知症の早期発見・早期対応に向けて、かかりつけ医の認知症対応力向上研修（認知症相談医の養成）や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を進めております。

２．認知症相談医（※H18～県と県医師会が共同で創設）

◎『かかりつけ医認知症対応力向上研修』を修了した医師のうち、了承した方を「認知症相談医」として認定。

【役割】

①　日頃受診している患者等について、**認知症の早期の段階で気づき、発見**する

②　必要な場合は、**専門医療機関への受診誘導**を行う

③　認知症の人への日常的な身体疾患の対応や健康管理を行う

④　認知症の人の家族の介護負担や不安を理解する

⑤　認知症の人と家族を支援するため、地域の認知症介護サービス等関係機関と連携をとる

３．認知症サポート医

◎独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う『認知症サポート医養成研修』を修了した医師。

【役割】

①　認知症相談医等の**認知症診断等に関する相談・アドバイザー役**となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築

②　各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力

③　都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案および講師

４．認知症相談医・認知症サポート医の公表について

滋賀県では、認知症相談医および認知症サポート医として公開の同意が得られた医師のリストをホームページ上で公開しております。

認知症相談医　認知症サポート医

豊郷病院　認知症疾患医療センターオアシスについて

（豊郷病院ホームページより）
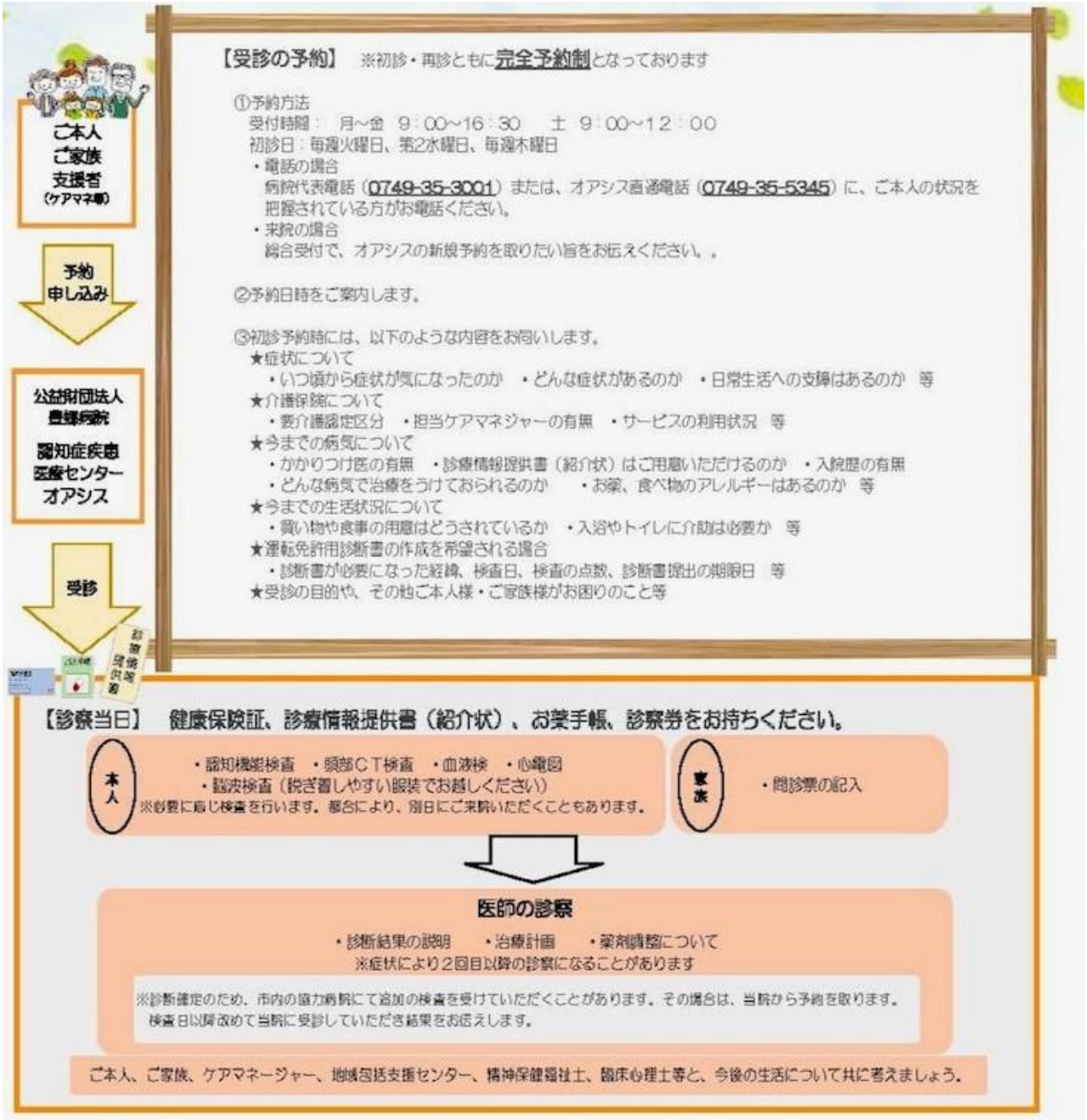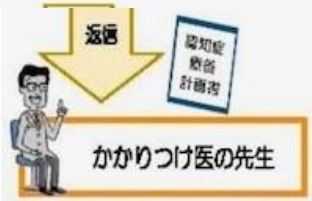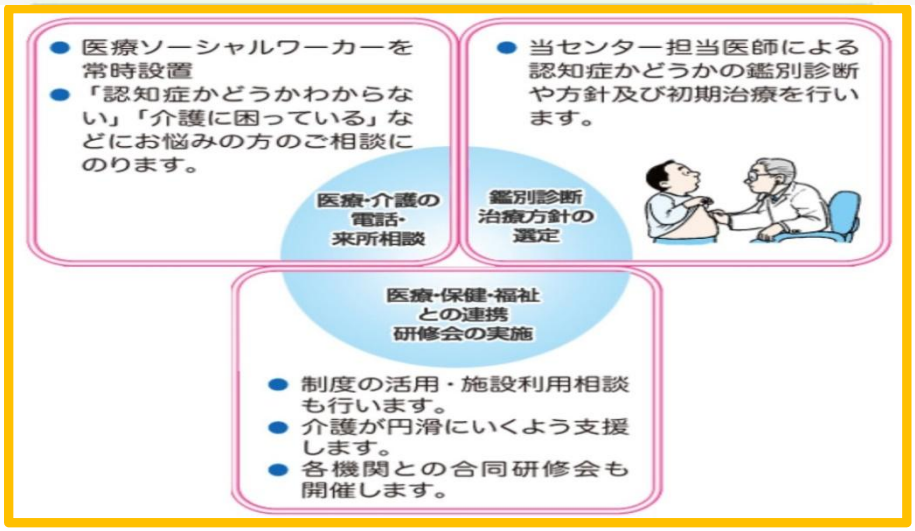
Ⅰ　相談から対応までのフローチャ